

## 「富県宮城グランプリ」表彰実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、「富県宮城グランプリ」の表彰の実施及び運営に関して、表彰規則(昭和42年宮城県規則第63号)、表彰事務取扱要綱(昭和42年9月1日施行)、表彰規則の運用について(昭和42年9月1日付け秘第81号副知事依命通達)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 富県宮城の実現に向けて、本県産業の発展及び地域経済の活性化に対する貢献が顕著である企業、団体及び個人(以下「企業等」という。)を称えることにより、富県共創への関心を高め、県民及び県内企業等の主体的な取組を促進する。

### (表彰の方法)

第3 この要綱に定める表彰は、知事が褒状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰には、記念品を加授することができるものとする。

### (表彰の対象)

第4 富県宮城グランプリは、県内に事業所等の活動拠点を有し、3年以上の活動実績がある企業等で、本県産業の発展及び地域経済の活性化に対する貢献が顕著と認められるものに対して授与する。

なお、「企業」は営利を目的とした経済活動を行う法人及び私人、「団体」は企業を除く法人、組合及び企業間・地域間・産学官の連携組織等の任意のグループ、「個人」は営利を目的とした経済活動を行わない私人とする。

### (候補者の推薦)

第5 県内の市町村長、企業若しくは団体の長、地方振興事務所長、地方振興事務所地域事務所長又は個人は、第4の規定により表彰することが適当と認められる者があるときは、次の各号に区分した上で知事に推薦(自薦を含む。以下同じ。)することができる。

(1) ものづくり産業振興部門

(2) 「みやぎの食」振興部門

(3) 地域産業革新部門

2 前項の推薦をしようとする者は、別記様式1から3の推薦書に必要事項を記入し、知事に提出しなければならない。

### (選考方法)

第6 知事は、第5第1項の規定により推薦された候補者の中から、同項各号の区分ごとに、第4の規定に基づく表彰を受ける者を決定する。

2 知事は、前項の規定により決定された被表彰者の中から、本県産業の発展及び地域経済の活性化に最も貢献したと認める者を富県宮城グランプリの表彰を受ける者に決定するものとする。

3 第5第1項各号の区分の被表彰者に決定された者以外の中で、知事はその功績が顕著であると認める者には、特別賞を授与することができるものとする。

(表彰の時期)

第7 富県宮城グランプリ及び特別賞の表彰は、年1回、知事が適当な時期を選定して行うものとする。

(事務)

第8 本表彰に関する事務は、経済商工観光部富県宮城推進室において行う。

(その他)

第9 この要綱に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、経済商工観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 8月14日から施行する。